

## 学校法人会計について

### ◇学校法人会計と企業会計

学校法人は、私立学校法によって設置された法人で、学校を運営し、教育・研究活動を遂行することを目的としています。

一方、企業会計は、収益と費用をとらえて損益を計算し、財政的安定性を図ることを目的としています。

学校法人の収入の多くは、学生生徒等の納付金（入学金や授業料等）、国や地方公共団体からの補助金などによって賄われています。そのため学校法人会計は、損益の計算の目的ではなく、収支の均衡の状況及び財政の状況を正確に把握し、法人の永続的な発展を図ることを目的としています。

### ◇計算書類について

国または公共団体から補助金を受ける学校法人は「学校法人会計基準」に基づき「貸借対照表」「事業活動収支計算書」「資金収支計算書」の各計算書類を作成することが義務づけられています。

#### [貸借対照表]

当該年度末時点での資産・負債・自己資金(基本金・繰越収支差額)を示しているもので、学校法人全体の財政状態を明らかにし、把握することを目的としたものです。

#### [事業活動収支計算書]

当該年度の事業活動毎の収支内容と均衡状態を明確にし、経営状況を表すものです。

事業活動収支計算書では、「教育活動収支」「教育活動外収支」「特別収支」の3区分を設けており、経常的収支（教育活動収支と教育活動外収支）と臨時的な収支（特別収支）の各区分の収支をつかむことができます。

#### [資金収支計算書]

当該会計年度の諸活動に対応するすべての収入及び支出の内容、並びに当該会計年度における支払資金の収入及び支出のてん末を明らかにするための計算書です。